

告 示

埼玉県告示第三百八十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による都市計画事業の認可の告示（令和四年関東地方整備局告示第百四十五号）があつたので、同法第六十六条の規定により次のとおり公告する。

なお、公告の日の翌日から起算して十日を経過した後に事業地内の土地建物等を有償で譲り渡そうとする者は、都市計画法第六十七条第一項の規定により当該土地建物等、その予定対価の額及び当該土地建物等を譲り渡そうとする相手方その他の事項を書面で施行者に届け出なければならない。

令和四年四月十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 施行者の名称

埼玉県

二 事務所の所在地

埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目二番八十二号

三 都市計画事業の種類及び名称

春日部都市計画道路路事業三・五・十三号樋籠赤沼線

四 事業施行期間

令和四年三月二十九日から令和九年三月三十一日まで

五 事業地の所在

イ 収用の部分

埼玉県春日部市牛島字川中子、字向川島及び字神明地内

ロ 使用の部分

なし